



目次	CONTENT
北朝鮮ミサイル発射に係る自衛隊の対応について.....	2
日米安全保障協議委員会共同発表について.....	2
普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価 に関する有識者研究会について.....	4
特定防衛施設周辺整備調整交付金のソフト事業の実施状況… 防衛施設周辺対策事業.....	4 5
嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況について…	6
嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）の結果…	7
跡地利用特措法について.....	8
米軍航空機事故対応に関する日米合同実動訓練の実施.....	11
防衛施設用地の賃貸借契約更新について.....	12
県内企業の工事受注機会拡大と平成23年度実績.....	12
一部新聞報道に対する申入れについて.....	12
沖縄防衛局ホームページのリニューアルについて.....	12

田中防衛大臣は四月二十二、二十三日、沖縄県を訪れ、北朝鮮の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射に対応するため地対空誘導弾ペトリオット（PAC-3）などを先島諸島の石垣市や宮古島市に配置した際、地元との協力を頂いたことに対し、関係自治体の首長らと相次いで会談、謝意を示しました。（上段写真）

これに先立ち渡辺防衛副大臣は四月六、七日、弾道ミサイルの飛行コースとなる関係自治体等をそれぞれ訪問、防衛省の対応を説明するとともに、那覇基地、宮古島分屯基地、石垣港などに展開中の自衛隊部隊を視察、隊員を激励しました。（下段写真）

（関連記事二ページ）



## 北朝鮮ミサイル発射に係る自衛隊の対応について

今般の北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイルの発射に際し、防衛省・自衛隊としては、国民の皆様の生命・財産の安全確保に万全を期すため、東シナ海及び日本海にイージス艦を展開するとともに、首都圏、沖縄本島及び先島諸島にPAC-3部隊や被害対処のための部隊を展開し、関係自治体（沖縄県、那覇市、南城市、石垣市、竹富町、宮古島市、多良間村、与那国町）に連絡員を派遣しました。

当局としても、準備命令が発出される前の段階を中心に関係自治体等に対する情報提供や連絡調整の面で支援を行いました。

関係自治体の皆様におかれては、このような防衛省・自衛隊の活動にご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

4月13日、北朝鮮は国際社会からの中止の要請にもかかわらずミサイルの発射を強行しましたが、発射後短時間で洋上に落下し、我が国の領域への影響は一切なかったことから、PAC-3等による破壊措置を実施する事態には至らず、部隊は速やかに撤収しました。防衛省・自衛隊としては、今後とも、国民の皆様の生命・財産の安全を確保するため万全を期す考えです。

政府としては今回の事案に係る危機管理対応の検証を行うための検証チームを4月16日に設置し、また、防衛省としても同月26日、「発射事案に係る検証及び対応検討チーム」を発足させ、自衛隊の運用のほか必要とされる自衛隊の能力等について検証するとともに、今後の対応について検討を行っていくこととしています。

### ※ペトリオットPAC-3（弾道ミサイル対応型）配備状況



石垣港内八島埋立地



宮古島分屯基地

## 日米安全保障協議委員会共同発表について

本年4月27日、日米の外務・防衛担当大臣による日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）の共同発表がなされました。今回の「2+2」共同発表は、ますます不確実となっているアジア太平洋地域の安全保障環境などに鑑み、2006年5月の再編ロードマップで示された計画を調整するものであり、日米同盟の更なる深化と拡大とともに、沖縄の目に見える負担軽減に向けた確固たる基礎となるものです。

具体的には、海兵隊員のグアムへの移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定し、また、沖縄から移転する海兵隊の部隊構成などについて見直しをするなどの内容となっています。

嘉手納以南の土地返還については、①速やかに返還できるもの、②機能の移設が完了すれば返還できるもの、③グアム移転後に返還できるものという3段階に分けて検討していくこととされました。政府としては、グアム移転前にも返還できる土地を特定しており、大きな前進であると考えており、今後とも早期の返還実現に向けて着実に作業を進めてまいります。

なお、今回の「2+2」共同発表の詳細については、防衛省ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

防衛省ホームページアドレス：<http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/index.html>

# 日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）共同発表のポイント

平成24年4月27日

## 前文

- (1) 2006年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

## 1. グアムと沖縄における部隊構成（人数は定員）

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊（MAGTF）を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、豪州へのローテーション展開を構築する。
- (2) 約9000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準と一致。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル。日本側の財政的コミットメントは、2009年のグアム協定の真水（2008米会計年度ドルで28億ドルが限度）となる。他の形態での財政支援（出融資）は利用しない。次項2. (2)の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

## 2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

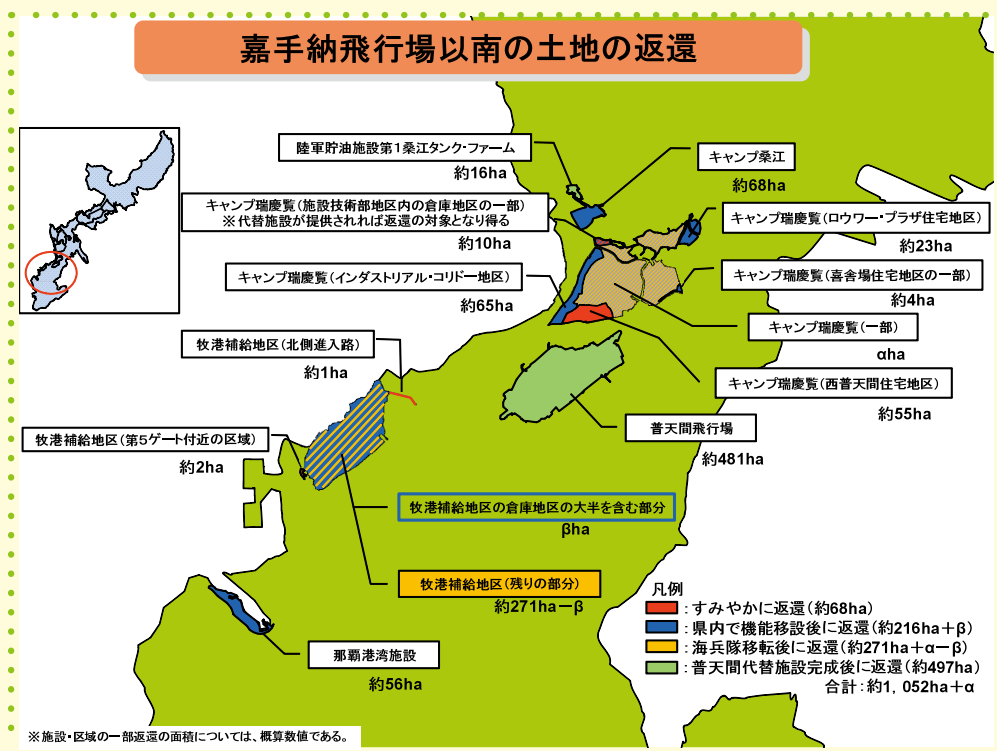
- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用（例：沿岸国への巡視船の提供等）を含む様々な措置をとる。
- (2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012年末までに協力分野を特定。

## 3. 沖縄における土地返還

- (1) ① 必要な手続の完了後に速やかな返還が可能な区域  
：キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区、施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近の区域）
- ② 県内移設後に返還が可能な区域  
：牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む部分）、キャンプ瑞慶覧の一部（ロウワープラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部、インダストリアル・コリドー地区）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- ③ 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域  
：キャンプ瑞慶覧の追加的な部分、牧港補給地区の残余の部分
- (2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成し、公表。

## 4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- (2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。





## 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価に関する有識者研究会について

沖縄県知事からの意見を勘案して行われる普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書について、科学的・専門的観点からの助言を得て、沖縄防衛局において適正かつ迅速に補正を実施する資とするため、防衛本省において、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価に関する有識者研究会が開催されることになりました。これまでの開催状況等は以下のとおりです。

当局としては、本研究会を通じて、有識者の方々から、専門的・科学的な観点から様々なご助言を頂きつつ、評価書の補正作業を適正かつ迅速に行うよう努めてまいります。

第1回 平成24年4月27日(金) 【議題】研究会の運営及び評価書の概要等

第2回 平成24年5月18日(金) 【議題】評価書の補正について

※構成メンバー (五十音順・敬称略)

- ・荒井修亮 京都大学大学院情報学研究科准教授
- ・池田俊介 東京工業大学名誉教授
- ・茅根創 (座長代理) 東京大学大学院理学系研究科教授
- ・五箇公一 (独) 国立環境研究所生物・生態系環境研究センター主席研究員
- ・橘秀樹 千葉工業大学附属総合研究所教授
- ・中村由行 (座長) (独) 港湾空港技術研究所研究主監
- ・原武史 (社) 全国水産技術者協会理事長
- ・松田裕之 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
- ・山田伸 山梨大学名誉教授

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金のソフト事業の実施状況

米軍及び自衛隊施設にあって、ジェット機が離発着する飛行場や、砲撃、爆撃が実施されている演習場のほか、面積の広大な防衛施設等については、その施設の存在そのものや、これら施設で実施される訓練等により、周辺地域における生活環境や地域のまちづくりに大きな影響を及ぼしています。

このような大きな影響を及ぼす防衛施設が所在する市町村では、本来、市町村が実施すべき生活環境等の整備について、他の市町村と比較すると多大な努力を余儀なくされている状況があります。

防衛省では、このような状況を踏まえ、国がその解決の一助となるよう、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(環境整備法)第9条に基づき、これら防衛施設(特定防衛施設)の関連市町村に対し、公共用の施設(体育館、道路、ごみ処理場等)の整備に充てるための費用を「特定防衛施設周辺整備調整交付金」として交付しています。

同交付金については、関係自治体から「用途をより自由にしてほしい」といったご要望や、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「地域が自由に使いやすくすることで効果を高めるよう見直すべき」等の指摘がなされたことを踏まえ、従来の公共用の施設の整備(いわゆるハード事業)に加え、市町村が行う医療費助成などのいわゆるソフト事業を交付対象に追加する内容の法改正案を平成22年の通常国会に提出し、平成23年4月22日の衆院本会議において可決・成立、同27日から施行されました。

これにより、平成23年度から各市町村において様々なソフト事業の実施がなされました。

当局としては、今後、ソフト事業の実施について、周辺住民の皆様への広報にできる限りご協力頂くなど、実際に防衛施設の設置・運用による影響を受けている住民の方々の生活環境の改善等に効果的な形で事業の実施がなされるよう、地元自治体と連携して進めていきたいと考えています。

### ソフト事業の例

簡易水道施設機器補修事業

体育施設等維持運営助成事業

公園維持運営事業

地域防災マップ整備事業

妊婦健康診査事業

予防接種助成事業

公共用施設維持運営事業



簡易水道施設機器補修事業 (渡名喜村)

問い合わせ先：沖縄防衛局企画部  
周辺環境整備課 (内線266, 267)



## 平成23年度の基地周辺対策事業について

沖縄防衛局では、防衛施設と周辺地域との調和を図るため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、障害を防ぐ工事、学校等の防音工事、住宅の防音工事、民生安定施設の整備及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付等の基地周辺対策事業を行っています。

これらの基地周辺対策事業について、当局が平成23年度に実施した主な事例を紹介します。



周辺洪水対策：谷止工（南城市）



真志喜中学校（宜野湾市）



こちんだ  
東風平公民館（八重瀬町）



宇地原公園（北谷町）



消防ポンプ自動車  
（比謝川行政事務組合）



読谷村陸上競技場（読谷村）



高規格救急自動車  
（金武地区消防衛生組合）

## ♠ ◆ ♥ ♣ 伊江村「真謝地区集会施設」完成 ♠ ◆ ♥ ♣

5月13日、伊江村における「真謝地区集会施設」の落成祝賀会が行われました。落成式典は、大城勝正伊江村長、比嘉怜真謝区長、真部朗沖縄防衛局長などによるテープカットをはじめとして開催され、大城村長は、「真謝地区の集会施設は、外観に同区のシンボルカラーの「紫」を取り入れ、内部も機能性と利便性の充実した部屋にLED照明や太陽光発電施設等最新の設備を設置した近代的な施設として完成しました。同施設の完成に伴い村内の八区の施設整備が整い、各区の集会施設で子どもから老人までの世代間の融和をはかり有効的に活用され、本村の願いである住みよい村づくりにご貢献賜り、村の発展に寄与することを希望します。」と式辞を述べられました。また、真部局長は、「本集会施設が真謝区民の皆様方に効果的に活用され、健康で明るく住みよいまちづくりに大いに貢献するものと確信しているところであります。」と祝辞を述べました。引き続き、祝賀会が行われ区民による民俗芸能や子どもたちの舞踊、民謡などが披露されるなど大盛況のなかで、無事、落成祝賀会は終了しました。「真謝地区集会施設」は、既存の集会施設の老朽化が激しいため、平成23年度「特定防衛施設周辺整備調整交付金（SACO交付金）事業」として鉄筋コンクリート平屋建、延床面積298.88㎡を事業費123,144千円、交付金121,140千円、村費2,004千円で新規に建設したもので、真謝区民の多世代の方々が利活用でき、地域的な共同活動の拠点となり、文化、福祉等の向上に寄与されることと期待されます。



周辺環境整備課 原国政大です。

本施設を建設するにあたって、村内八区の中で最後の集会施設整備ということもあり、担当者の方々にも設計の段階からの度重なる調整に多大なご尽力をして頂きました。落成式に出席した際に真謝区の伝統芸能を拝見致し、これからもこのような貴重な伝統文化が引き継がれていくことに本施設が活用されると共に、各地域との行事等の交流が図られ村全体の活性化に繋がって行ければ本望です。

# 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況について

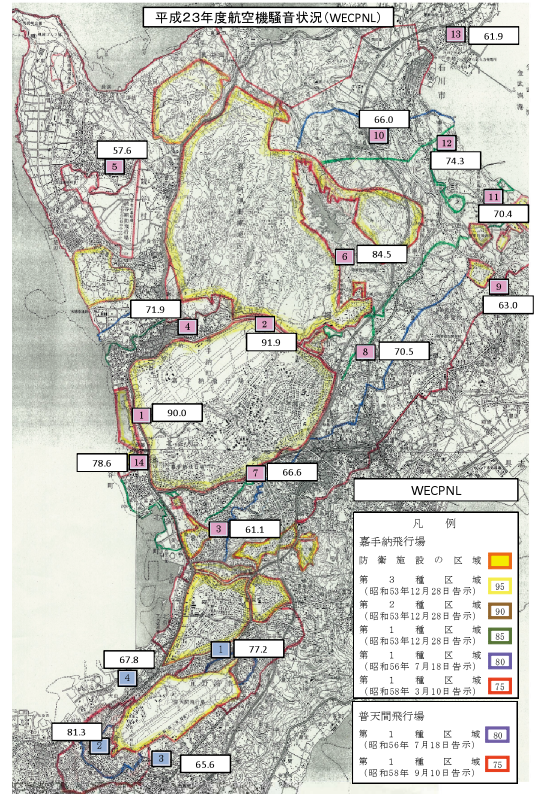
当局は、嘉手納飛行場の滑走路両端2箇所及び同飛行場周辺12箇所の計14箇所、並びに普天間飛行場周辺の滑走路両端付近2箇所を含む同飛行場の東西南北の計4箇所に航空機騒音自動測定装置を設置し、常時、騒音の発生状況及びその変化の把握に努めているところであります。

平成23年度航空機騒音状況として各測定点のWECPNLは右図のとおりです。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置以降の騒音状況の推移は、下図及び左図のとおりです。

なお、測定結果の詳細については、当局のホームページに掲載し、ご案内しております。

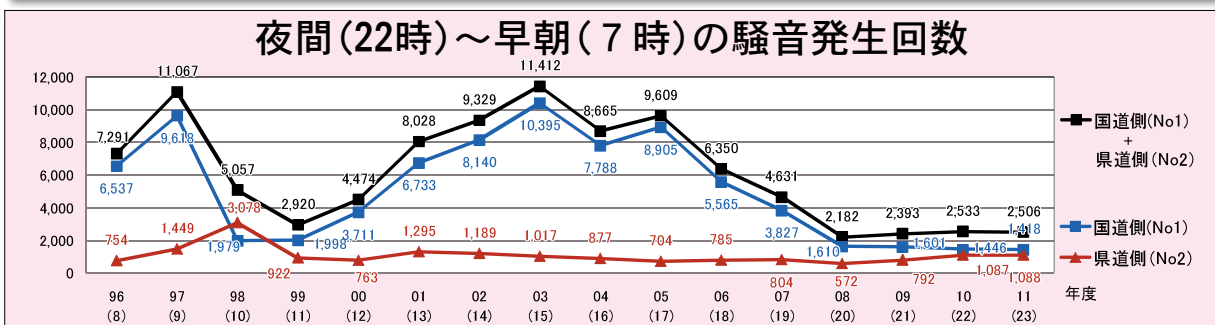
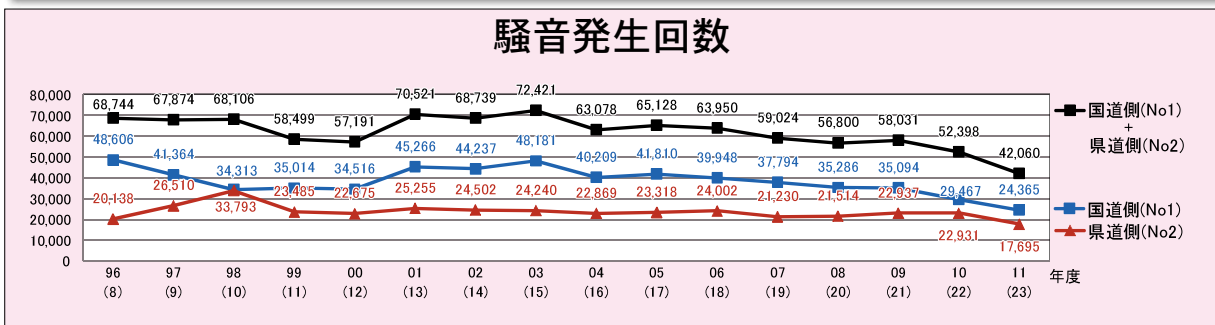
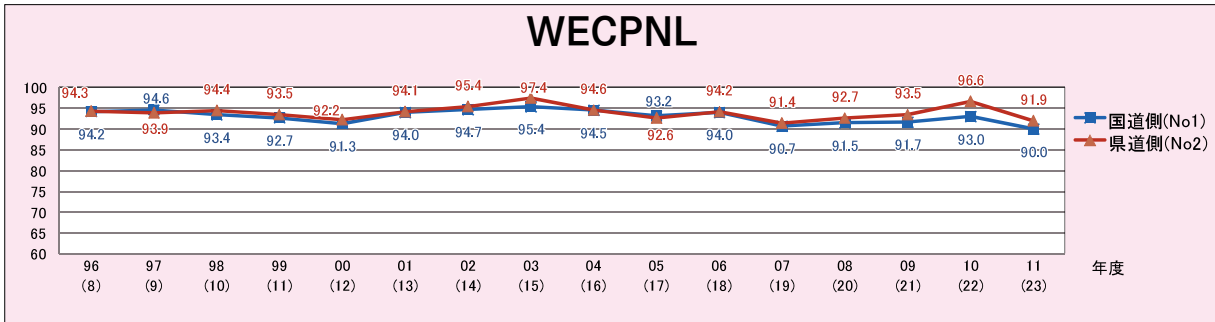
沖縄防衛局ホームページのアドレスは次のとおりです。  
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>



(※) WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価平均感覚騒音レベル)の略で、音響の強度 (dB (A) : デンベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量 (総暴露量) を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO (国際民間航空機構) で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。  
 この評価方法は、環境省告示の「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境省告示第154号)において、同単位を用いて環境基準を定めています

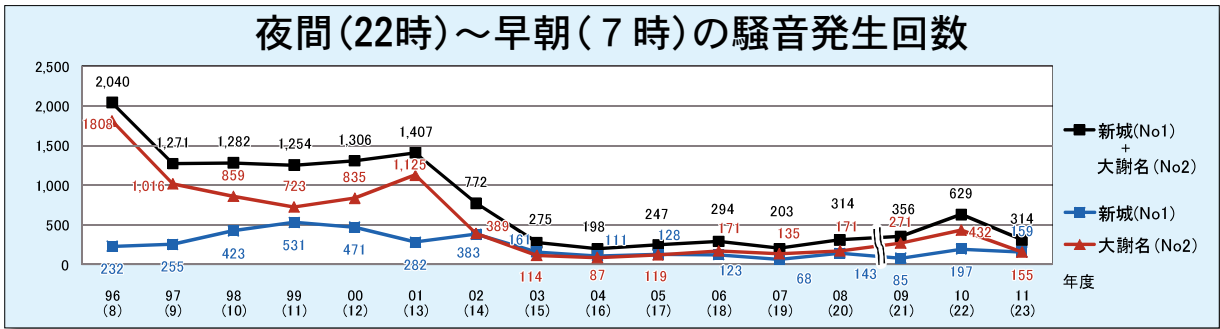
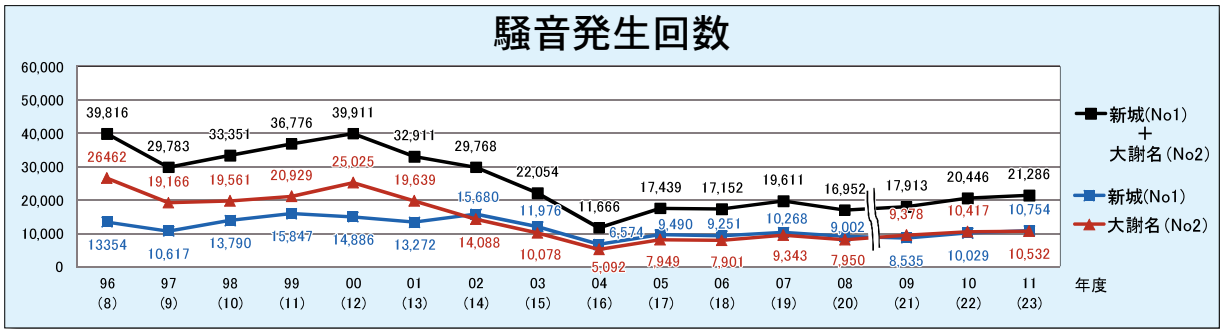
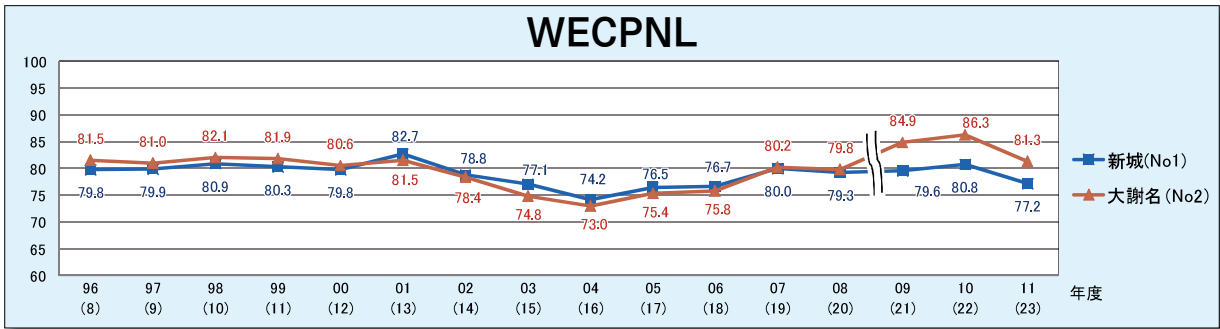
## 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置以降の騒音状況の推移

### 【嘉手納飛行場】





【普天間飛行場】



## 嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査 (目視調査) の結果

### 1 調査目的について

沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺住民等から、「日頃から外来機が飛来し訓練を行っているため騒音が増加している、更には平成18年5月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため騒音が増加し負担軽減が実現されていない」とのご指摘を踏まえ、同飛行場における外来機の飛来状況等について、平成22年4月から外部委託により目視調査を実施しています。

### 2 平成23年度調査結果 (離着陸等回数) について

平成23年度目視調査の結果については、1年間 (平成23年4月1日から平成24年3月29日、午前6時から午後6時まで) の調査を終え、本年5月に公表しました。

	常駐機と考えられる航空機			外来機と考えられる航空機			判別困難な航空機	合計
	戦闘機	戦闘機以外	小計	戦闘機	戦闘機以外	小計		
離着陸回数	9,720回 (13,067回)	15,601回 (17,726回)	25,321回 (30,793回)	4,794回 (7,692回)	5,826回 (6,358回)	10,620回 (14,050回)	19回 (57回)	35,960回 (44,900回)
1日当たり平均回数	26.7回 (35.8回)	42.8回 (48.6回)	69.5回 (84.4回)	13.2回 (21.1回)	16.0回 (17.4回)	29.2回 (38.5回)	0.1回 (0.2回)	98.8回 (123.0回)
割合	27.0% (29.1%)	43.4% (39.5%)	70.4% (68.6%)	13.3% (17.1%)	16.2% (14.2%)	29.5% (31.3%)	0.1% (0.1%)	100.0% (100.0%)

※ 1 ( ) は平成22年度の調査結果を示している  
2 計数は四捨五入しているため合わないことがある

調査結果の詳細については、当局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>) に掲載しています。

### 3 目視調査結果の活用について

当局としては、平成24年度においても、調査を継続してデータの蓄積を行い、嘉手納飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音問題等に関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用したいと考えております。

## 跡地利用特措法について

沖縄県における駐留軍用地の跡地利用については、従来、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」及び「沖縄振興特別措置法」第7章に規定されていましたが、平成23年度末に失効することから、引き続き所要の措置を講ずるべく、有効期限を延長するとともに、両法律の跡地利用に関する規定を一元化した「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（いわゆる「跡地利用特措法」）が、平成24年3月30日に国会で可決・成立し、同年4月1日に施行されました。この法律は、地元の強いご要望を踏まえ、跡地の有効かつ適切な利用の推進を図ることとしたものです。具体的には、返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査等のための立入りに係る国によるあっせんの義務化、返還された駐留軍用地の区域の全部について返還実施計画に基づき駐留軍の行為に起因するものに限らず土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずること及び跡地の所有者等に対して負担の軽減を図るために支給する給付金制度の拡充がなされました。このほか、駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設等がなされました。

このように、跡地利用特措法は、跡地利用の推進策を大幅に拡充したものとなっており、当局としては、跡地利用がより一層推進されるよう取り組みます。

## 概 要

### 1. 基本理念の明記

○法律の基本理念を新たに規定

- ①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進
- ②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進
- ③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定へ配慮

### 2. 返還実施計画に基づく支障除去措置

○国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる

### 3. 拠点返還地の指定

- 従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化
- 返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（5ha以上）を指定
- 200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け
- 200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定

### 4. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

- 返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査等のための立入りのあっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんを義務化
- 申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知

### 5. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

- 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定
- 地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定  
※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5,000万円の特別控除の対象となる

### 6. 駐留軍用地跡地の所有者等に対する給付金及び特定給付金の支給

- 給付金及び特定給付金は、土地が引き渡された日以後引き続き土地を使用せず、かつ、収益していない場合に支給
- 給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金（引渡日から3年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給）の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定

### 7. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

- 沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置

※この法律は、平成34年3月31日限りで失効



## 返還実施計画に基づく支障除去措置

### 【支障除去措置とは？】

駐留軍用地の区域の全部において、跡地利用特措法第8条に定める返還実施計画に基づき

- ① 駐留軍が使用していた建物その他土地に定着する物件
- ② 土壌汚染対策法等に規定する土壌汚染の状況
- ③ 水質汚濁防止法等に規定する水質汚濁の状況
- ④ 不発弾その他の火薬類の有無
- ⑤ 廃棄物の有無

などについて、返還後に国が調査して、土地所有者等が土地を利用する上で支障となるものについて、土地所有者へ引き渡す前に除去するものです。

### Q1 返還実施計画とは何ですか。

返還実施計画は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、その有効かつ適切な利用が図られるようにするために、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を国が当該土地を引き渡す前に講ずるために定めるものです。

### Q2 支障除去措置を規定する返還実施計画を定める際に、土地所有者が意見を述べる機会がありますか。

国は、支障除去措置について返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならないこととされており、更に、関係市町村の長は、土地所有者等の意見を聴かなければならないこととされています。

### Q3 支障除去措置を行っている間は、土地の利用ができませんが、国は補償してくれるのですか。

国が支障除去措置を講じている間、土地の使用ができないときは、支障除去期間補償金（賃借料相当額）を支払います。

#### 支障除去措置に関する問い合わせ先：

- ①について、沖縄防衛局管理部施設管理課（内線：448）
- ②～⑤について、沖縄防衛局管理部施設補償第2課（内線：434）

## 駐留軍用地内の土地の先行取得の円滑化措置

### 【概要】

- 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会で返還が合意された駐留軍用地について、その区域内における公有地等の割合が著しく低く計画的な拡大が必要と認められるものを特定駐留軍用地に指定 ※

※ 特定駐留軍用地については、平成24年6月1日現在、以下の5施設が指定されています。

- キャンプ桑江（北谷町）
  - 普天間飛行場（宜野湾市）
  - 牧港補給地区（浦添市）
  - 那覇港湾施設（那覇市）
  - 陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム（北谷町）
- 上記5施設は、平成24年5月25日の内閣府告示により、指定。

- 沖縄県知事又は関係市町村の長は、特定事業の見通しを定め、公表
- 特定駐留軍用地内の土地所有者は、当該土地を有償で譲渡しようとする場合は、当該土地が所在する関係市町村の長に届出義務等（土地の譲渡の制限）
- 違反者への罰則（50万円以下の過料）

⇒この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5,000万円の特別控除の対象

駐留軍用地内の土地の先行取得の円滑化に関する問い合わせ先：  
内閣府沖縄担当部局（直通：03-3581-9725）

## 駐留軍用地跡地の所有者等に対する給付金制度

### 【概要】

- 給付金及び特定給付金は、土地が引き渡された日以後引き続き土地を使用せず、かつ、収益していない場合に支給
- 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して駐留軍用地跡地ごとに政令で定める期間

### Q1 給付金及び特定給付金は「いつ」、「誰に」、「どのように」申請すればよいのですか？

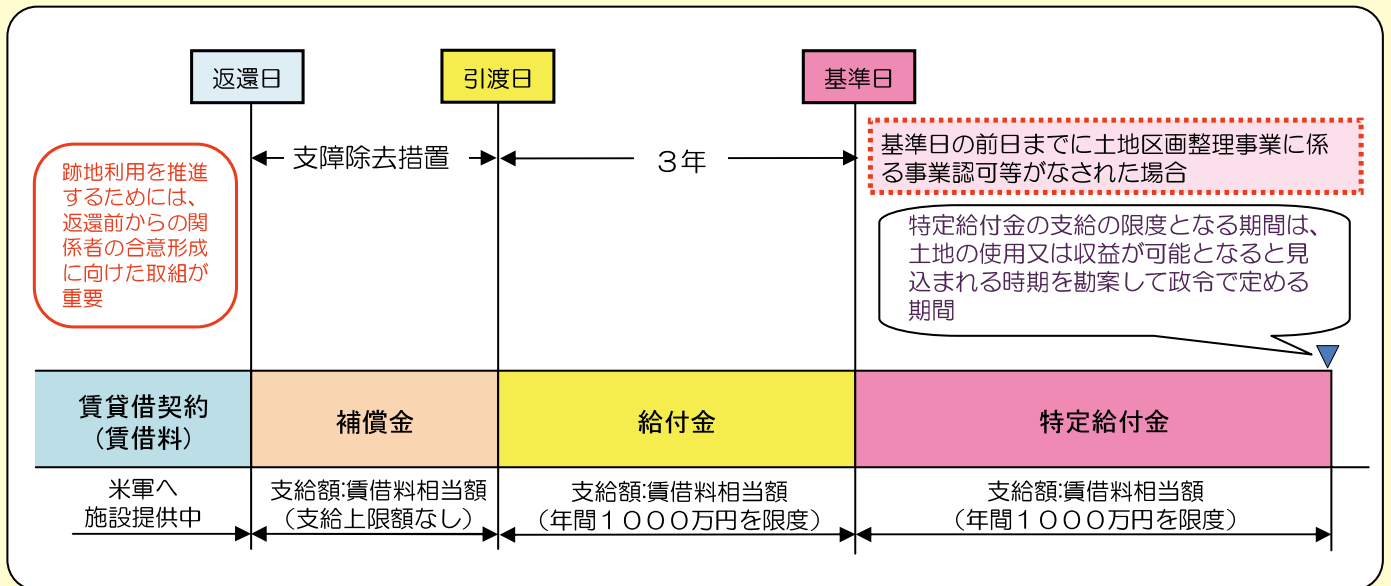
引き渡された土地を使用せず、収益せず、又は処分しなかった場合は、引渡日の翌日から1年ごとに区分した各期間の終了後90日以内に沖縄防衛局に支給申請書を提出してください。

なお、引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した場合は、土地を使用し、収益し、又は処分した日以後90日以内に沖縄防衛局に支給申請書を提出してください。

### Q2 土地を「使用せず、かつ、収益していない」とは、どのような場合を指すのですか？

土地を使用もしておらず、土地による収入も得ていない場合を指します。

土地の貸借、売買、譲渡した場合や所有者が農地や宅地等として土地を使用した場合などは、「使用せず、かつ、収益していない」には当たらないので、給付金は支給されません。



給付金制度に関する問い合わせ先：  
 沖縄防衛局管理部施設補償第2課（内線：436）

(参考) 跡地利用特措法の概要、条文等は内閣府のHPに掲載されています。  
 URL : <http://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2012/0409.html>



## 米軍航空機事故対応に関する日米合同実動訓練の実施



負傷者の応急処置・警察による救出活動・消防による消火活動



第十一管区海上保安本部のヘリによる吊り上げ救助

平成24年4月25日、金武町に所在する金武ブルー・ビーチ訓練場において、米軍航空機による墜落事故を想定した第7回日米合同実動訓練が行われました。

米軍提供施設外での米軍航空機事故対応については、平成16年8月に宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故を踏まえ、事故が発生した場合に早急に事態を把握し、関係機関が迅速かつ円滑に連携のとれた形で事故対応を行うことができるよう連絡調整をはじめ必要な事項を積極的に行うことを目的に、平成16年11月、外務省沖縄担当大使の下、沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長、第十一管区海上保安本部長及び内閣官房沖縄危機管理官を構成員とした「沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会」が発足され、同協議会の下に「米軍事故対応現地緊急対策チーム」が設置されました。

当該チームは、合同実動訓練を通じて、事故発生時の日米関係機関の初動対応を確認し、点検・見直しを図るとともに、日米双方の理解及び協力を深めるために訓練を実施しており、沖縄防衛局は、当該チームのメンバーとして、在沖米軍へ事実関係の照会・確認、沖縄県及び関係市町村への情報提供及び必要な連絡調整、現場での周辺住民等への対応などの役割を担っております。

今回の訓練は、米軍航空機が提供施設区域外の海岸付近に墜落、米軍搭乗員数名は墜落直前に海上に脱出し、陸上では残りの搭乗員と日本人が負傷、事故現場付近の民間車両も飛散物により損傷を受け、車両の中に人が閉じこめられているとの想定の下に行われました。

陸上では、日本側の警察及び米軍側の憲兵隊による現場周辺の規制が行われるとともに日米双方の消防により炎上する航空機への消火活動や負傷者の救急措置がとられ救急車両や沖縄県ドクターヘリにより病院への搬送が行われました。海上では、第十一管区海上保安本部が負傷者をヘリにより吊り上げ救助し、米海軍病院へ搬送する訓練が行われました。

今回の訓練を総括して山田沖縄危機管理官は「米軍航空機事故を想定した米軍との実動訓練は、今回が7回目となる。現場の初動対応者にとっては万一の事故に備え、平素から相互にそれぞれの能力や手順、そして考え方を把握しておくことが重要であり、今後も引き続きこのような機会を設けることで、危機管理に備えたい。」旨述べました。

### 日本側参加者（約140名）

#### 米軍航空機事故対応緊急対策チーム

〔内閣官房沖縄危機管理官、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局、  
沖縄県警察本部、第十一管区海上保安本部の職員〕

沖縄県警察本部、石川警察署、金武地区消防衛生組合消防本部、第十一管区海上保安本部、中城海上保安部、第十一管区海上保安本部那覇航空基地、沖縄県ドクターヘリ（浦添総合病院）

### 米軍参加者（約60名）

在沖米海兵隊、陸軍、海軍、空軍

## 防衛施設用地の賃貸借契約更新について

沖縄県に所在し防衛施設として使用している民有地の大部分については、土地所有者の方々と賃貸借契約を締結していますが、そのほとんどの契約が去る平成24年5月14日に期間満了となることから、5月15日以降も引き続き防衛施設として使用させていただくためには、賃貸借契約を更新する必要があります。

このため、平成22年3月から、約4万7千名の土地所有者の方々に対し賃貸借契約の予約同意を依頼するとともに、県内の24の地主会及び同地主会を代表する沖縄県軍用地等地主会連合会（土地連）に協力を依頼し、以後、当局職員の戸別訪問等により鋭意同意の取付作業を行いました。その結果、各地主会及び土地連との間で度重なる厳しい交渉がありましたが、期間満了前までにほとんどの土地所有者の方々のご同意が得られ、去る5月15日に円満に賃貸借契約の締結を行い、今後の防衛施設の安定的な使用の確保ができました。なお、土地所有者から契約更新のご同意が頂けなかった一部の土地につきましては、止むを得ず駐留軍用地特措法の手続きを進めているところです。

賃貸借契約更新につきまして多大なるご理解とご協力を頂きました土地所有者の方々、各地主会及び土地連の皆様改めて厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、契約更新に係る土地連等との交渉経緯等も踏まえ、今後とも引き続き土地所有者の皆様をはじめ関係する方々のご理解とご協力が頂けるよう努めてまいります。

## 県内企業の工事受注機会拡大と平成23年度実績

防衛施設の建設工事の発注につきましては、原則として一般競争入札とし経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮する総合評価方式を適用しています。

県内企業の受注機会拡大の施策としましては、一定額未満の工事について総合評価方式の地域評価型を採用し地域への貢献度を評価項目とするなどのほか、分離・分割発注の検討、競争参加資格の緩和等を実施しているところです。

沖縄防衛局の平成23年度における工事契約実績は、総契約件数69件、総契約金額約114億円でした。このうち、県内企業の契約実績は、件数で61件、金額で約82億円、全体に占める割合は、件数で約88%、金額で約72%でした。

また、平成23年度の県内企業の入札参加総数は、延べ571社（工事1件当たり平均約8.3社）でした。

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		県外企業	県内企業	県外企業	県内企業	県外企業	県内企業
契約件数	件数(件)	8	58	11	37	8	61
	県内企業受注率(%)	88%		77%		88%	
契約金額	金額(億円)	30	78	39	38	32	82
	県内企業受注率(%)	72%		49%		72%	

当局としましては、今後とも引き続き関係法令の枠組みの中で、県内企業の受注機会確保に努めて参ります。県内企業の皆様の積極的な入札参加に期待しております。

## 一部新聞報道に対する申入れについて

- 平成24年2月20日付け琉球新報1面「辺野古に県準絶滅危惧種」の記事において、「沖縄防衛局作成の評価書に記載されていない、県レッドデータブック準絶滅危惧種指定の貝類・クサイロカノコが見つかった。」と掲載されたことに対し、沖縄防衛局が作成した環境影響評価書にはクサイロカノコは記載されており掲載記事の事実関係に誤りがあることを、平成24年3月30日付け文書にて申入れを行いました。それに対し琉球新報社は4月10日付け文書にて沖縄防衛局に回答しました。

琉球新報社からの回答の概要は、評価書の中にクサイロカノコの記載がないのではなく、代替施設建設予定海域は問題となっている海域であり、その海域にクサイロカノコの記載がなく、その指摘をしたもので訂正に当たらない、というものでした。

沖縄防衛局は琉球新報の2月20日の新聞記事を読んだだけで読者へ正確に伝わったのか理解できません。ただ、回答を得られたことから、今後に期待することとします。

## 沖縄防衛局ホームページのリニューアルについて

沖縄防衛局のホームページ（HP）は、平成19年9月、防衛施設庁の廃止・統合により、沖縄防衛局が新設されることに伴い現行HPを運用して参り、月約8～9千件のアクセスを受け関係各位より閲覧を受けている状況であります。

このたび当局HPを一新し、当局の広報ツールとしての浸透性を高めるため、トップページの一覧でHP全体の内容が把握でき、欲しい情報を入手しやすいものにより、利用者の利便性を向上させ、また、国民各層が興味、関心を持てるようコンテンツの追加を行いました。

当局HPは、国民及び沖縄県民に対し防衛行政に関する正確かつ詳細な説明等の情報発信に資するべく、広く公平な情報提供を発信する場にして参りたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

沖縄防衛局報道室



ハイサイくん